

# 給料から引かれているものって何？

## 【質問】

新卒で入社して2年目になります。毎月、給料明細書をもらっているのですが、引かれているものが何なのかよく分かりません。給料から引かれているものについて教えてください。

## 【答え】

毎月の給料から社会保険料や税金などを差し引くことを控除といいます。控除には、法律により差し引くことが義務付けられているもの【法定控除】と、労働者と会社の取り決めで差し引くことができるもの【法定外控除】があります。控除を義務付けられているものは毎月の給料から差し引かれ、会社を通じて納められています。

### 【法定控除】

#### 社会保険料

##### ① 健康保険

労働者やその家族が仕事以外で病気やけが、出産、死亡した場合に医療費等が給付される制度です。

##### ② 厚生年金保険

労働者の老後の生活保障のためや、現役時代に病気やけがをして障がいが残った場合、亡くなった場合に給付される制度です。

##### ③ 雇用保険

労働者が失業して次の仕事に就くまでの生活保障として、また育児休業等で雇用を継続する時、教育訓練を受講した時等に給付される制度です。

#### 税金

##### ① 所得税

個人の所得に対してかかる税金です。

##### ② 住民税

都道府県と市町村に納める税金です。前年の収入に対してかかるので、入社2年目の6月から差し引かれます。

### 【法定外控除】

労働者の代表と使用者との間で結ばれた労使協定にもとづき、会社が差し引くもので、財形貯蓄、労働組合費、互助会費等があり会社によって違います。労使協定なしに勝手に会社が給料から差し引くことはできません。給料明細書の控除項目の中で不明なものがある場合は会社に確認して下さい。

## 【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 社会保険料や税金は毎月の給料から差し引かれ、会社を通じて納められます。これらは社会人として当然の義務であり、自分自身の社会生活の安心を支えるものです。
- ❖ 毎月の給料から、何が引かれているのか今一度確認してみましょう。不明なものがあったら、会社に内容を確認しましょう。